

「白山市緑の基本計画（案）」に対するパブリックコメント結果について

募集期間：平成 22 年 11 月 29 日（月）～12 月 13 日（月）

コメント提出者：2 名

【提出者 A】

- (1) 緑の基本計画は、合併前のそれぞれの整備方針の寄せ集めの感がある。旧松任市『花と緑のまち白山』の標語なりテーマで市民の意識づけを図るべきではないか。

【意見に対する考え方】

白山市緑の基本計画は、市の今後 10 年間の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、平成 17 年 2 月の合併後、新たに市全域を対象に「豊かな自然と共生する庭園都市」を基本理念として計画を推進することとしています。

なお、基本理念を実現するための基本方針は、“緑の創出”、“緑の保全”、“緑の育成”としており、地域の歴史・文化等の多様性を生かしながら、市民参加により生活空間の充実を図るなど、それぞれの方針に関連する具体的な施策を積極的に推進することにより「豊かな自然と共生する庭園都市」を目指すこととしています。

【提出者 A】

- (2) 市の花「あさがお」の PR について

- ①市の花「あさがお」が認知されず、千代女あさがおまつりに旧松任以外の出展がほとんどない。
- ②小学校の花を育てる教材や心を育てる教材として利用する。
- ③愛好家の方による出張講座の実施
- ④地球温暖化対策の市民意識の向上として
 - ・事業所や家庭にグリーンカーテンの推進
 - ・グリーンカーテンだけの表彰項目をつくる
 - ・全家庭にあさがお一鉢運動をする

【意見に対する考え方】

- ① 市の花「あさがお」につきましては、市広報及びホームページに掲載するとともに、公共施設や全町内会へのポスター配布、郵便封筒やクリアファイルなどに掲載し配布するなど普及啓発を図っており、今後とも、各種事業を実施する中で、積極的に普及啓蒙を図ります。

あさがおまつりへの出展については、松任地区以外の小中学校等公共施設へもあさがお苗の配布等を行っており、広く市内から募集しているところですが、山麓等は気温等の関係により花の開花時期が松任地区に比べだいぶ遅くなることなどから、なかなか出展が少ないのが現状であります。

今後とも、あさがお苗を全地域公共施設等へ配布し、あさがおまつりへの出展をお願いしてまいります。

- ② 小学校での教材としての利用については、1 年生の生活科の授業で「あさがお」を育てながら理解を深めるとともに一部の学校ではグリーンカーテンとして栽培しており、今後とも心を育てる教材として利用してまいります。

- ③ 愛好家の方による出張講座については、緑と花のフェスティバルや各地区公民館でのあさがお栽培での指導をいただいておりますが、今後とも、それぞれの地域の要望等に基づき、出張講座を開催してまいります。
- ④ 地球温暖化対策の市民意識の向上については、現在「(仮称) 白山市地球温暖化対策地域推進計画」を策定中で、地球温暖化対策に向けた施策として、緑のカーテン事業や壁面緑化などによるヒートアイランド対策緑化を推進することが重要と考えており、市民や関係団体のご協力を得ながら取り組んでまいります。

【提出者 A】

(3)海側環状や白山インターの壁面緑化

新幹線の高架に加え、海側環状や白山インターにも壁面緑化について、市単独なり事業者働きかけるなどして実現を図ってほしい。

【意見に対する考え方】

金沢外環状道路（海側幹線）については、街路樹による緑化などを進め、緑豊かな景観を創出することとしております。

また、(仮称) 白山インターチェンジについては、連結、取付道路が盛土となることからり面部分を緑化する計画です。

【提出者 A】

(4)木材チップをつくる機械の導入について

- ①若宮体育館に落ち葉のリサイクルを一步進めた剪定枝チップ化機械の導入
- ②生ゴミを出さない運動による地球温暖化防止

【意見に対する考え方】

- ① 落葉のリサイクルについては、環境に配慮するとともに緑と花のまちづくりの一環として実施しており、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

なお、木材チップの堆肥化利用は、剪定枝をストックする場所の確保やチップの保管場所の確保などの課題がありますが、環境負荷の低減や剪定枝処分費用削減に有効なものと考えており、今後研究・検討していきます。

- ② 生ゴミを出さない運動については、家庭用生ゴミ処理機設置補助や家庭で出来る段ボールを使った生ゴミの堆肥化（コンポスト）の講習会等を実施しており、今後とも生ゴミの減量化を推進します。

【提出者 A】

(5)不耕作地・非使用建物の有効利用について

- ①耕作ができなくなる前に情報を得られる体制をとること
- ②観光農園・体験農園あるいはボランティアによる草刈十字軍などの実施

【意見に対する考え方】

- ①② 耕作放棄地となる要因としては高齢化、担い手不足、鳥獣被害等があり、国の施策と連携しながら対策を強化していきます。

山間地の急傾斜農地においては、棚田等のオーナー制度や観光・体験農園など、集落

ぐるみ等での取り組みを促進するとともに、農地を適切に保全していくことを目的とした中山間地域等直接支払制度の運用、鳥獣害対策として鳥獣害防止柵設置補助、また、平野部を含めた農地については、担い手支援（制度資金等）を行なっています。

また、県及び（財）いしかわ農業人材機構では、草刈ボランティア、県内遊休地等の新規就農者へのご案内を行なっています。

なお、里山林の管理不足に伴い、里山が放置・荒廃し、里山の持つ多面的機能が低下しております。このため、県の「里山利用・保全プロジェクトチーム」等と連携し、間伐・下草刈りなど定期的な里山林の維持管理を進め、里山の多面的機能を保全することとしております。

【提出者 B】

(1) 有害なブタクサの基本知識を広報で周知するとともに除草ボランティアを募集する。

【意見に対する考え方】

花粉症の原因として知られる「ブタクサ」は、県林業試験場によると、白山市周辺では手取川や海岸線などに一部確認されているとのこと。

一方、道路脇などに繁茂している「セイタカアワダチソウ」も外来種植物で、「ブタクサ」と時折間違われ、従来から花粉アレルギーの代表的な原因とされてきましたが、「ブタクサ」とは別の植物で、その花粉は昆虫により媒介され、風により飛散することが少ないことから、最近では花粉症等のアレルギーの大きな原因ではないと考えられています。

いずれにしても、適正な生活環境の確保を図るという点で、市有地及び民有地の適正な管理は重要であると考えており、生活環境に及ぼす影響等について広報で周知をいたします。

市では、土地の所有者や管理者は、雑草の繁茂により生活環境を損なわないよう、適正にその土地を管理しなければならないことを条例で定めており、今後ともその指導に努め、住宅地周辺でのアレルギー原因物質等の飛散の低減に努めてまいります。

【提出者 B】

(2) ボランティアによる植林地の間伐と、スギ花粉を引き起こさない杉の苗木の植林及び従来型の杉の伐採により、外来のブタクサ花粉症やスギ花粉症を引き起こす心配の無い緑の環境を実現する。

【意見に対する考え方】

平成19年度にいしかわ森林環境税が導入され、白山市においては、平成21年度末までに約1,000ヘクタールの手入れ不足人工林（杉林）の間伐が実施されており、事業終了の平成23年度末までには、当初予定した約1,800ヘクタール余りの、手入れ不足人工林の間伐が終了する予定となっております。

また、白山市内では、企業の森のボランティアなど多くの方々のご協力により植林・下草刈り作業が実施されており、今後とも多くの地域で多数の方に参加いただけるよう取り組んでいきます。

なお、石川県等で開発された無花粉スギ苗木への転換については、大変有効なものと考えますが、スギは、現在50～80年のサイクルで更新していることもあり、時間はかかりますが無花粉スギに転換できるよう勧めていきます。